

庁名 盛岡地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	8						12	5			15	5600円	6000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の基本料金は当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2400円分を追加 (内 訳) 500円4枚 100円3枚 50円1枚 10円5枚 ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を送付します。必要事項を記入の上、現金を添えて、盛岡地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	少額訴訟	8						12	5			15	5600円	6000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の基本料金は当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2400円分を追加 (内 訳) 500円4枚 100円3枚 50円1枚 10円5枚 ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を送付します。必要事項を記入の上、現金を添えて、盛岡地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事調停	民事調停									10		11	510円		※左記の基本料金は当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに510円分を追加 (内 訳) 40円10枚 10円11枚
支払督促	支払督促	2					3						1330円		
支払督促	仮執行宣言付支払督促	4					4						2440円		